

松江市告示第 230 号

松江市新製品開発支援事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 136 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
松江市新製品開発・ <u>新分野チャレンジ</u> 支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市新製品開発・ <u>新分野チャレンジ</u> 支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等(中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。以下同じ。)で構成するグループをいう。	松江市新製品開発_____ 支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市新製品開発_____ _____支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で____営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等(中小企業者、大学、高等専門学校、____公設試験研究機関をいう。以下同じ。)で構成するグループをいう。

(3) 新分野展開 主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造し、新たな市場に進出することをいう。

(4) 事業転換 新たな製品等を製造することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新製品開発・ <u>新分野チャレンジ</u> 支援事業補助金
補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業者又は企業グループが実施する新製品開発、 <u> </u> 地域のモデルとなるITシステム開発、 <u>新分野展開又は事業転換にチャレンジする取組</u> に対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、他の補助制度に基づき <u>補助金等</u> の交付を申請し、又は <u>補助金等</u>

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新製品開発 <u> </u> <u> </u> 支援事業補助金
補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業者又は企業グループが実施する新製品開発 <u>の取組又は</u> 地域のモデルとなるITシステム開発 <u>の取組</u> <u> </u> に対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、他の補助制度に基づき <u>補助金</u> の交付申請をし、又は <u>補助金</u>

の交付を受けている場合を除く。

(1) 開発スタートアップ
____事業

ア 地域や行政の課題解決につながる新製品開発に係る企画、設計及び試作開発____とする。

イ 自社(グループ)の競争力強化につながる新製品開発に係る企画、設計及び試作開発____とする。

ウ 自社(グループ)のITシステムの企画、設計及び試作開発____とする。ただし、次の全てに該当するものに限る。

(ア) ITシステムの開発委託先が市内____に本社となる事業所を有するIT企業であること。

(イ) 自社(グループ)の営業活動強化、生産活動効率化又は新製品__開発を目的としたシステム開発であり、地域におけるI

の交付を受けている場合を除く。

(1) 開発スタートアップ
支援事業

ア 地域や行政の課題解決につながる新製品開発に要する企画、設計から試作開発までとする。

イ 自社(グループ)の競争力強化につながる新製品開発に要する企画、設計から試作開発までとする。

ウ 自社(グループ)のITシステムの企画、設計から試作開発までとする。ただし、次の全てに該当するものに限る。

(ア) ITシステムの開発委託先が松江市内____に本社となる事業所を有するIT企業であること。

(イ) 自社(グループ)の営業活動強化、生産活動効率化又は新製品の開発を目的としたシステム開発であり、地域におけるI

	<p>T活用の先駆的モデルとなる取組であること。</p> <p>(2) 実用化製品化____事業</p> <p>試作開発<u>後</u>における製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組</p> <p>(3) <u>新分野チャレンジ事業</u></p> <p>新分野展開又は事業転換に<u>チャレンジ</u>することで競争力の強化を図る取組</p>		<p>T活用の先駆的モデルとなる取組であること。</p> <p>(2) 実用化製品化<u>支援</u>事業</p> <p>試作開発が<u>終わり</u>、____製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組</p>
補助対象経費	補助対象経費は、交付対象事業に係る別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。		
交付の率又は金額	<p>(1) 開発スタートアップ____事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)_____とし、100万円を上限とする。<u>ただし、補助金の額が30万円以上となる場合に限り、補助金を交付する。</u></p>	交付の率又は金額	<p>(1) 開発スタートアップ<u>支援</u>事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。<u>ただし、30万円を下限とし、100万円を上限とする。</u></p>

	<p>(2) 実用化製品化____事業</p> <p>ア 開発スタートアップ____事業のアに係る実用化製品化 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし____、300万円を上限とする。</p> <p>イ 開発スタートアップ____事業のイに係る実用化製品化 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし____、300万円を上限とする。</p> <p>(3) 新分野チャレンジ事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。</p>	<p>(2) 実用化製品化支援事業</p> <p>ア 開発スタートアップ____支援事業のアに係る実用化製品化 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、300万円を上限とする。</p> <p>イ 開発スタートアップ____支援事業のイに係る実用化製品化 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、300万円を上限とする。</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p>補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、市税を滞納していないもの。ただし、市外の事業所が中心的に補助事業を実施する場合を除</p>	<p>補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で____営む中小企業者で____、市税を滞納していない者。ただし、市外の事業所が中心的に事業____を実施する場合を除</p>

	<p>く。</p> <p>(2) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等であって、次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</p> <p>ア 市内に事業所を有する中小企業者が市税を滞納していないこと。</p> <p>イ 市外の事業所が中心的に補助事業を実施しないこと。</p>
終期	令和5年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 企業グループの概要が分かるもの(申請者が企業グループの場合)

(2)～(4) 略

(事業計画書の審査)

第5条 市長は、_____補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審

	<p>く。</p> <p>(2) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する_____企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの。ただし、市外の事業所が中心的に事業を実施する場合を除く。</p>
終期	令和4年3月31日

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

(交付の申請)

第5条 規則第4条_____に規定する補助金等交付申請書に添付する_____書類は、次に掲げるものとする。

(1) **事業計画書**

(2) 企業グループの概要_____ (申請者が企業グループの場合)

(3)～(5) 略

(6) その他市長が必要と認める書類

(事業計画書の審査)

第6条 市長は、この要綱による補助金等交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審

条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第8条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表 (第3条関係)

(1) 開発スタートアップ___事業のア、イ及び実用化製品化___事業

経費区分	内 容
原材料・副資材費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 略 (2) 当該開発に必要な機械装置を自社 <u>で</u> 製作する場合の部品の購入に要する経費 (3) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置 <u>の</u> 借用に要する経費(リース、レンタル等) (4) 略
外注費 (注1、注4)	(1) 自社内で <u>は</u> 不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 (2) 設計 <u>等</u> のため <u>の</u> デザイナーへの委託契約等に要する経費 (3) 略

条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第7条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表 (第4条関係)

(1) 開発スタートアップ支援事業のア、イ及び実用化製品化支援事業

経費区分	内 容
原材料・副資材費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 略 (2) 当該開発に必要な機械装置を自社 <u>に</u> 製作する場合の部品の購入に要する経費 (3) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置__借用に要する経費(リース、レンタル等) (4) 略
外注費 (注1、注4)	(1) 自社内で__不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 (2) 設計 <u>など</u> のため <u>に</u> デザイナーへの委託契約等に要する経費 (3) 略

産業財産 権導入費	(1) 略 (2) 特許、実用新案、意匠権等を他の事業者又は個人から譲渡又は実施許諾_____を受けた場合に要する経費(ライセンス料を含む。)
技術指導 受入費 (注4)	外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費(謝金、手数料等)
略	
その他 経費	その他市長が特に必要と認める経費
注1	外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。
注2	外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。
注3	補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。 開発スタートアップ_____事業の補助対象経費としない。
注4	外注費、技術指導受入費及び性能検査費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。
(2) 開発スタートアップ_____事業のウ	
経費区分	内 容
委託費	ITシステムの企画、設計及び試作開発_____に要する委託費。ただし、ハードウェア及びネットワーク経費は借用に要する費用のみを対象とする。

産業財産 権導入費	(1) 略 (2) 特許、実用新案、意匠権等を他の事業者又は個人から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む。)を受けた場合に要する経費_____
技術指導 受入れ費 (注4)	外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費(謝金、手数料等)
略	
その他 経費	その他市長が特に_____認める経費
注1	外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象_____としない。
注2	外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象_____としない。
注3	補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。 開発スタートアップ支援事業の補助対象経費としない。
注4	外注費、技術指導受入れ費及び性能検査費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。
(2) 開発スタートアップ支援事業のウ	
経費区分	内 容
委託費	ITシステムの企画・設計から試作開発までに要する委託費。ただし、ハードウェア及びネットワーク経費は借用に要する費用のみを対象とする。

(3) 新分野チャレンジ事業

経費区分	内 容
工作機械等導入費	市内の事業所に導入する工作機械等(中古品を含む。)の取得に要する経費(リース・レンタル、老朽化した設備の更新は、対象外とする。)
その他導入費	新市場の開拓に必要なソフトウェア等、備品その他の設備の取得に要する経費
研究開発費(注3)	研究又は試作開発及び研究機関との共同研究に要する経費(人件費を除く。)
原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費(注1、注2、注3)	試作品の開発に必要な外注加工等に要する経費(外注先が機器、設備等を購入する費用は、対象外とする。)
技術導入費(注3)	外部からの技術指導、知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費(注3)	指導、助言等を受けるために招聘した専門家等に謝礼として支払う経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費
注1	外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。
注2	外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。

注3 研究開発費、外注費、技術導入費及び
専門家経費の総額は、補助対象経費総額の
2分の1を超えてはならない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。